

報道関係者 各位

除染等事業に従事する労働者の被ばく線量等を 一元管理する制度を発足します

このたび、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会」（座長：建設労務安全研究会理事長・前田建設工業（株）執行役員 加藤正勝、事務局：公益財団法人放射線影響協会）は、表記について「中間とりまとめ」を行いましたので、公表します。

本検討会は、除染事業を受注している事業者などが自発的に参集（別添 1 参照）して設立したものであり、除染等事業^{（注）}に従事する労働者の被ばく線量を一元的に管理するため、原子力発電所の作業員を対象として実施されている放射線管理手帳制度や被ばく線量登録管理制度（中央登録センター）と同等の制度を、除染等事業においても実現するよう、本年 8 月から検討を行ってきたものです。

中間とりまとめを踏まえ、本日より、本制度の暫定的な運用を開始します。

（注） 「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（除染電離則）に定める「除染等業務」及び「特定線量下業務」、並びに電離放射線障害防止規則（電離則）に定める「事故由来廃棄物等の処分の業務」

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の概要

1 位置付け

除染電離則及び電離則に規定された放射線管理や線量記録の保存等の法令上の措置をより確実に遵守するための民間の取り組み。

2 制度の概要

（1）放射線管理手帳の統一的運用

元請事業者等又は放射線管理を独自に実施できる関係請負人は以下の事項を実施。

- 手帳の発行申請、関係請負人への被ばく線量の通知と手帳への記載
- 関係請負人が提出する除染・電離健康診断記録、特別教育記録を確認し、手帳に記載

（2）線量の登録、経歴照会等の実施

元請事業者は、以下の事項を実施。

- 四半期ごとに被ばく線量等を電子媒体で中央登録センターに登録（定期線量登録）
- 専用端末から除染従事者等の過去の被ばく線量等を照会可能（経歴照会）
- 除染従事者等について、原子力システムの経歴情報を照会可能（システム間相互照会）

（3）線量記録及び健診結果の引き渡し

元請事業者は、工期の完了時に線量記録及び健診記録を中央登録センターに引き渡す

本制度の実効性を担保するため、厚生労働省では、関係するガイドラインに、事業者の本制度への参加を求める趣旨の記述を盛り込むことにしています。また、環境省は、関係する仕様書等に、本制度への参加を求める趣旨の記述を盛り込むことにしています。

（別添 1）除染作業等者の被ばく線量記録管理の一元化について

（別添 2）除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会中間とりまとめ

【照会先】

＜制度の内容に関する事項＞

公益財団法人放射線影響協会 放射線事業者中央登録センター

センター長 宮部賢次郎

センター長代理 伊藤敦夫

(代表電話) 03 (5295) 1481

(直通電話) 03 (5295) 1787

＜除染電離則等に関する事項＞

厚生労働省労働基準局安全衛生部電離放射線労働者健康対策室

室 長 得津^{とくつ} 馨

室長補佐 安井 省侍郎

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 2181)

(直通電話) 03 (3502) 6755

＜除染工事の発注、財政措置に関する事項＞

環境省水・大気環境局放射能汚染対策担当参事官室

企 画 官 元永 秀

係 長 中田 ゆい子

(代表電話) 03 (3581) 3351 (内線 7522)

(直通電話) 03 (5521) 9260